

北海道告示第10484号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和6年3月21日

北海道知事 鈴木 直道

(保健福祉部所管分 その24)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 北海道保育対策総合支援事業費補助金 地域の实情に応じた多様な保育需要に対応するため、保育の受け皿及び保育の担い手となる保育人材の確保に必要な措置を講ずること、待機児童の解消を図り、子どもを安心して育てることができる環境を整備するため、予算の範囲内で交付する。</p>				<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局 又は振興局の保健環境部社会福祉課</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	
<p>(1) 保育体制強化事業</p>	<p>市町村(札幌市、旭川市、函館市を含む。)</p>	<p>保育体制強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、旅費、共済費、役務費、委託料、使用料及び賃借料</p>	<p>4分の1以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>					

(2) 保育補助者雇上強化事業業	市町村(札幌市、旭川市、函館市を除く。)	保育補助者雇上強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	8分の1以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定にあたり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)					
(3) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業	市町村(札幌市、旭川市、函館市を除く。)	認可外保育施設の衛生・安全対策事業を実施するために必要な賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金	3分の2以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定にあたり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)					
(4) 医療的ケア児保育支援事業	市町村(札幌市、旭川市、函館市を除く。)	医療的ケア児保育支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金及び交付金、受講料	4分の3以内 6分の5以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定にあたり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)					
(5) 保育所等における要支援児童等対策推進事業	市町村(札幌市、旭川市、函館市を除く。)	保育所等における要支援児童等対応推進事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、	4分の3以内 (寄附金その					

		報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金及び交付金	他の収入金があるときは、補助金等の額の算定にあたり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）					
(6) 放課後居場所緊急対策事業	市町村(札幌市、旭川市、函館市を含む。)	放課後居場所緊急対策事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、光熱水費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費	3分の1以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定にあたり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)					
(7) 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業	市町村(札幌市、旭川市、函館市を含む。)	認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、報償費、旅費、工事請負費、需用費(消耗品費、食糧費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	4分の1以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定にあたり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)					
(8) 保育環境改善等事業 (安全対策事業、緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯における乳幼児受入れ支援事業、新型コロナウイルス感染症	市町村(札幌市、旭川市、函館市を除く。)	保育環境改善等事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費(燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料(敷金を除く。)、備品購入費、負担金、補助及び交付金	3分の2以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定にあ					

に係る保育所等事業継続支援事業を除く。)			り、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)					
(9) 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業	市町村(札幌市、旭川市、函館市を除く。)	保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、謝金、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料、貸借料、備品購入費	4分の3以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定にあたり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)					
(10) 認可化移行運営費支援事業	市町村(札幌市、旭川市、函館市を除く。)	認可化移行運営費支援事業の実施に必要な経費	4分の1以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定にあたり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)					